

## 新型コロナウイルス感染症発生状況等について

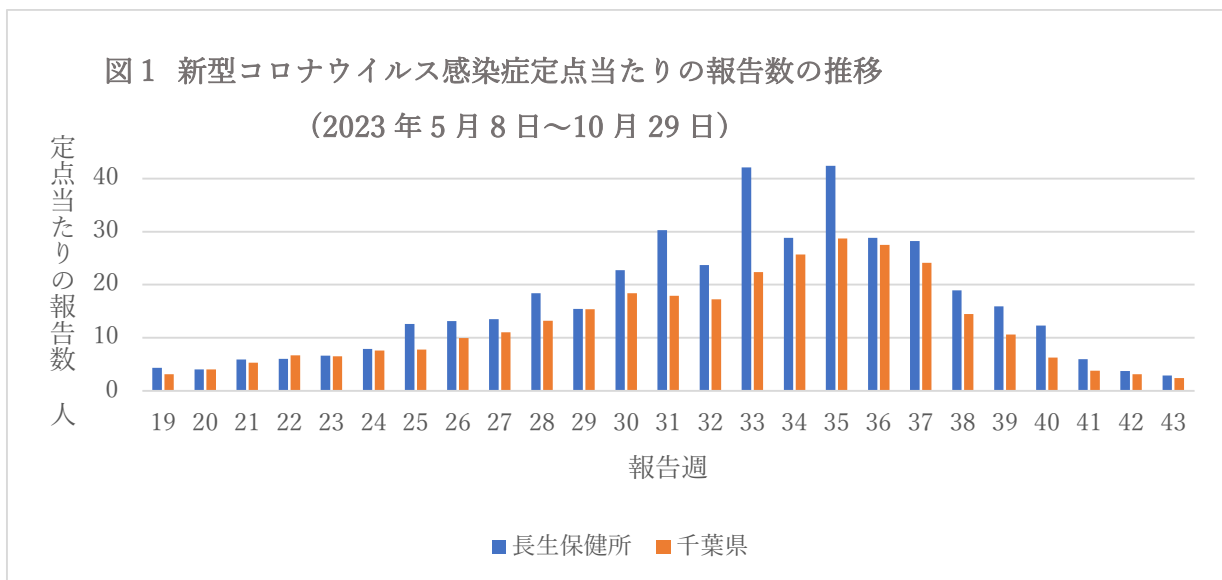
新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の2類相当の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとされた。

## 1 新型コロナウイルス感染症の定点報告

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、定点把握対象感染症となった。インフルエンザ定点と同様の管内7医療機関から毎週報告を受けており、2023年第25週(6月19日～25日)以降、長生保健所定点報告数が県全体定点報告数\*を上回る状況が続いている。

(第43週:10月23日～10月29日)(図1)

\* 定点報告数: 定点医療機関から報告のあった合計患者数を定点医療機関数で除した数(1医療機関における平均数)



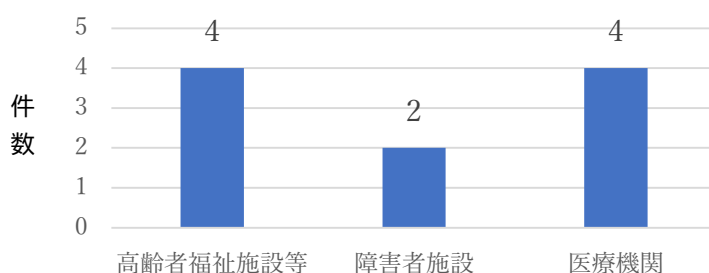
※千葉県結核・感染症週報のデータを基に長生保健所で作成

## 2 クラスタ発生状況

医療機関、社会福祉施設等において同一の感染症若しくは食中毒が疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合、迅速に保健所に人数、症状、対応状況等報告をしていただいている。保健所は、感染状況の把握、患者の健康観察等実施し、感染拡大を防止するための指導を実施している。

2023年4月から10月の新型コロナウイルス感染症による施設内集団発生の報告数は10件であった。(図2)

図2 新型コロナウイルス感染症クラスター発生状況(2023年4月～10月)



※長生保健所調べ

## 千葉県感染症予防計画、並びに健康危機対処計画について

新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、新たに発生することが想定される国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号。以下「基本指針」という。）が改正されたことを受け、千葉県では「千葉県感染症予防計画」の改定を予定しています。

### 【 改正内容 】

国・県・関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化、情報基盤の整備、機能的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置が規定されました。

### 【 千葉県感染症予防計画 策定スケジュール 】

- 令和5年10月末 計画案の横展開（厚生労働省）
- 令和5年12月 各関係機関の意見を踏まえ、(案)を作成  
各保健所及び衛生研究所に対し、地域の実情や特性を踏まえた計画の策定を依頼
- 令和5年1月 予防計画のパブコメを踏まえ、(案)を修正
- 令和6年3月 年度内に、各保健所及び衛生研究所は、地域の実情や特性を踏まえた「千葉県感染症予防計画」を策定

### 【 健康危機対処計画 】

#### 地域における健康危機管理に関する保健所・地衛研の計画の整備

		健康危機管理		
		感染症		自然災害等
		新型インフルエンザ等特措法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画		予防計画策定ガイドライン	地域保健基本指針
				地域健康危機管理ガイドライン
				健康危機対処計画策定指針
都道府県	行動計画		予防計画	(手引書)
保健所設置市	行動計画		予防計画	(手引書)
一般市町村	行動計画		予防計画と整合性を踏まえながら作成	(手引書)
保健所	マニュアル			手引書(マニュアル)
地方衛生研究所				マニュアル

注：国・都道府県・保健所設置市・一般市町村の「健康危機対処計画策定指針」は、国・都道府県・保健所設置市・一般市町村の「予防計画」を踏まえ作成され、保健所・地方衛生研究所の「健康危機対処計画」は、保健所・地方衛生研究所の「手引書(マニュアル)」を踏まえ作成される。

※健康危機対処計画は、既存の手引書やマニュアルの改定でもよい。

出典：2023.6.29\_厚生労働省主催\_感染症法等の改正を踏まえた保健所・地方衛生研究所等の体制強化や保健所・地方衛生研究所等の健康危機対処計画(感染症)等に係る自治体向け説明会資料より抜粋